

令和7年度 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するに当たり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 江永福祉会
代表者氏名	理事長 南部数博
法人の所在地	佐世保市江永町580番地
法人の電話番号	0956-30-8802

2. 利用施設

施 設 の 種 類	保育所						
施 設 の 名 称	江永保育園						
所 在 地	佐世保市江永町580番地						
電 話 番 号	TEL 0956-30-8802 ・ FAX 0956-30-6030						
管 理 者 名	園長 折井富美子						
利用定員（年齢別）	0歳児	3号	6名	3歳児	2号	9名	合計
	1歳児	3号	25名	4歳児	2号	20名	60名
	2歳児	3号		5歳児	2号		
職員への研修実施状況	園内研修年12回、外部研修随時実施						
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。						
開設年月日	昭和25年2月21日						
認可年月日	昭和58年2月18日						
事業所番号	4220251000741						

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とする。
保育理念	江永保育園は、児童福祉法に基づき保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、その子どもの最善の利益を考慮した上で、子どもの健康や安全の確保、子どもの一日の生活や発達過程を見通し、保育内容を組織的・計画的に構成し保育を実施する。
保育の基本方針	・十分に養護の行き届いた環境の下にくつろいだ雰囲気の中で、子どもの主体的な活動を促し、発達の基礎を培います。 ・様々な自然事象などへの興味・関心を育て、人との関わりの中で、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培い、心豊かな子に育つように促します。 ・子ども一人ひとりの特性や発達を理解し、一人一人の発達に応じて保育を行います。
保育目標	～子どもの心に育てたいもの～ ◇心身ともにたくましい子ども 恵まれた自然の中で土にまみれ、様々な体験を積み重ね、心も体もたくましい子どもを育む。 ◇思いやりの心のある子ども 友達と協力して遊ぶことなど、人との関わりの中に喜びを感じ、郷土を愛し、強く明るく、優しい思いやりの心を育む。 ◇考えて行動できる子ども 子ども自らが環境に関わり、自発的・意欲的に活動し、様々な経験を積みと共に、人と関わり、相談しながら自分なりの判断ができる自主性を養う力を育む。豊かな自然の中で、興味や関心を育て、様々な体験、経験を通して感性と創造力を育む。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	1609.02 m ²		
	園庭	960.05 m ²		
建物	構造	鉄骨スレート葺		
	延べ面積	506.41 m ²		
施設の内容	乳児室	1 室	保育室	4 室
	ほふく室	1 室	遊戯室	1 室
	調理室	1 室	幼児用トイレ	2 室
設備の種類	冷暖房完備、屋外プール設置			
その他	屋外遊技場 1190.68m ²			

5. 職員体制（令和7年4月1日現在）

職種		職務の内容	常勤	非常勤
施設長		保育所を統括し、職員の指導監督を行う	1名	
主任保育士		園長の補佐、保育士の業務調整・技術的指導・統括を行う	1名	
副主任保育士		園長・主任の補佐、保育士の業務調整・技術的指導を行う	1名	
保育士	専門リーダー	保育向上の技術的なリーダーとして職員の資質向上に努める	3名	
	職務分野別リーダー	職務の分野別リーダーとして専門リーダーのサポートを行う	2名	
	保育士	入所児童の保育業務に従事する	2名	6名
看護師		園児の保健指導及び管理を行う	1名	
栄養士		園児の栄養指導及び管理を行う	1名	
調理員			1名	
事務員				1名
用務員・その他			1名	3名

※当園では、国の定める最低基準を遵守し、保育に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前 7 時 ～ 19 時 15 分（延長保育時間を含む）
休園日	日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）
その他	

*警報発令時の対応について

別紙（危機管理対応マニュアル）参照

*感染症流行時の対応について

別紙（感染症対応マニュアル）参照

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育時間	7 時 00 分 ～ 18 時 00 分（11時間）
	延長保育時間	夕：18 時 ～ 19 時 15 分
保育短時間認定	保育時間	8 時 30 分 ～ 16 時 30 分（8時間）
	延長保育時間	朝：7 時 ～ 8 時 30 分 夕：16 時 30 分 ～ 19 時 15 分

8. 利用料等

①特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください。

ただし、納付書による納入も可能です。

②保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

③自主事業の利用料金

*年長組・年中組・・・英語教室・体育教室代として毎月500円いただきます。

*保護者会からの会費の徴収があります。（月200円、保険料300円）

9. 利用開始について

当園では、佐世保市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

10. 利用終了について

【2号・3号認定こども（保育認定）】

- 2号・3号認定子どもに該当なくなったとき（卒園を含む。）
- 保護者からの退園の申出があったとき
- 利用継続が不可能であると市が認めたとき
- 市外に転出するとき
- 長期欠席するとき
- その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

11. 提供する特定教育・保育の内容

当園は、保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める保育所保育指針に基づき提供する保育のほか、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

② 保育の特色

<見守り育てる保育>

様々な環境を設定した中で、自ら興味関心をもち、自分で遊び、自主的に活動できる場所を保障する保育

<異年齢児保育・障がい児保育・チーム保育>

一人一人の個性を認め、活動内容によって、年齢別・順序性選択・習熟度別・グループ別保育を行い、発達に順応する活動ができる保育

③ その他の事業内容

*障がい児保育

*食事の提供

*バスによる送迎

*延長保育

*一時預かり保育事業（自主事業）

*子育て相談

（その他保育の内容、一日の流れ等については園のしおりをご確認ください）

12.年間行事予定

月	行 事 内 容
4月	進級式・入園式・内科健診
5月	こどもみこし・昔あそび・保育に参加しようDAY
6月	親子遠足・芋さし
7月	七夕集会・夕涼み会（夏祭り）・プール
8月	夏のお楽しみ会（年長組）
9月	運動会総練習
10月	運動会・修園旅行（年長組）・芋掘り・内科健診・ハロウィンパーティ
11月	秋の遠足・七五三詣・お遊戯会総練習・お遊戯会
12月	もちつき・クリスマス会
1月	初詣・鬼火焚き・相撲ごっこ
2月	節分・マラソン
3月	ひなまつり・お別れ遠足・お別れ会・卒園式

13.食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

＊自園の調理室で、毎日調理したものを提供しています。

② 食事の提供を行う日

＊保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

＊行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

＊献立表は毎月のおたよりで別途お知らせします。

＊児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼 食	午後間食
0 歳 児	9 時 0 0 分 頃	11 時 頃	15 時 頃
1 歳 児	9 時 3 0 分 頃	11 時 3 0 分 頃	15 時 頃
2 歳 児	9 時 3 0 分 頃	11 時 3 0 分 頃	15 時 頃
3 歳 児		11 時 4 5 分 頃	15 時 頃
4 歳 児		11 時 4 5 分 頃	15 時 頃
5 歳 児		12 時 頃	15 時 頃

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、出来る限りお子さんに合わせて行きますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師の診断書の提出が必要です。除去食及び代替食に対応しています。
食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

14.嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

①内科

②歯科

医療機関の名称	三川内病院	医療機関の名称	岡本歯科診療所
医院長名又は医師名	岩下徹二	医院長名又は医師名	岡本浩一
所在地	佐世保市三川内本町290	所在地	佐世保市三川内本町138-3
電話	(0956) 30-8011	電話	(0956) 30-8758

【健康診断等について】

- *健康診断 年2回
- *歯科健診 年1回
- *身体測定 月1回 身長・体重測定を行う（年2回頭囲・胸囲測定）

15. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

【管轄する消防署】

消防署名	佐世保東消防署
所在地	〒859-3223 佐世保市広田1丁目16番19号
電話番号	(0956) 38-2519

【管轄する警察署】

警察署名	早岐警察署
所在地	〒859-3216 佐世保市勝海町136
電話番号	(0956) 39-0110

16.非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書等により対応します。		
防火管理者	神田弘子		
消防計画届出年月日	令和 4年 4月 1日		
避難訓練	火災・水難事故・災害・不審者を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
避難場所	江永町高台（辻） 三川内中学校 三川内地区公民館		
緊急時の連絡手段	ハグノートの配信・緊急連絡先への電話連絡		

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ①年1回、職員に対して虐待防止の研修を実施
- ②虐待防止マニュアルの作成、運用

18.保育内容に関する相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任保育士 神田弘子	
相談・苦情解決責任者	園長 折井富美子	
利用時間	午前 8 時 ～ 午後 6 時	
連絡先	電話 (0956) 30-8802 FAX (0956) 30-6030	
第三者委員	吉田佐智子	里見昭隆
	電話 (0956) 30-8173	電話 (0956) 30-7249
	役職・肩書き等：法人監事、民生委員・児童委員	役職・肩書き等：法人監事、民生委員・児童委員
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

19.賠償責任保険の加入状況

当園では以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	園内でお子様の不慮の災害
保険金額	【負傷・疾病等】(医療費が5,000円以上のもの) 医療費 - 療養に要する費用の額の4/10 - 高額医療の対象の場合、自己負担額の1/10を加算した額 - 入院時の食事療養費は標準負担額がある場合は、その額を加算した額 【障害】 障害見舞金 4,000万円～88万円 (通園中の災害は半額) 【死亡】 死亡見舞金 1,500万円～3,000万円 (通園中の災害は半額)
保険の種類	ほいくのほけん
保険の内容	園内でお子様が怪我をした場合の賠償責任保険
保険金額	【施設】 対人1名・1事故10億円 対物1事故1,000万円 【生産物】 対人1名・1事故期間中10億円 対物1事故期間中1,000万円 【傷害】 死亡・後遺障害230万 入院日額3,000円 通院日額2,000円

20.個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報に関する基本方針として、「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項に掲げています。

21.当園におけるその他の留意事項

当園では保護者会活動を行っており、保護者会役員を中心として、保護者同士のつながりを深め園と連携していきます。